

國學院大學學術情報リポジトリ

Kokugakuin's new history of the article

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 益井, 邦夫 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002028

新資料に見る國學院大學の歴史

益井邦夫

要旨

國學院大學は大正九年四月十五日付で大学令による大学に昇格した。その認可報告は「官報」告示のみで、正式な認可書は無かった。その申請に当り本学はどの様な書類を提出したのか、その副本が見当たらないため、定かではなかった。今回、国立公文書館収蔵資料の確認調査でそれを見出し、その内容を確かめた。また文部省がどの様に稟議書類を起案したのかも判明した。また確認調査の段階で昭和前期に購入した「深沢運動場」の売却書類も見出した。従来、校史ではその施設設備が優れ、全日本陸上競技連盟に公認競技場として許可申請したと記述されているが、詳細は不明であった。昭和十八年三月現在の縮尺六百分の一の青焼き図面が綴じられていて、そこには野球場、サッカー場、四百メートルトラック（直線百メートル付き）、テニスコート、及び校舎建築予定地の線引きが行われていた。その面積はたまプラーザキャンパスにほぼ匹敵する広さである。跡地へは渋谷駅前から東急バスで約30分ほどの至近である。その後の校地問題を思うと、事情が有るにせよ、売却は真に遺憾であったと言えよう。

キーワード

国立公文書館、大学令大学昇格、深沢運動場、院友会

はじめに

本稿で紹介する資料は現在、国立公文書館（千代田区北の丸公園）に収蔵されている、國學院大學が文部省に提出した関係書類の内、「大学令大学昇格認可関係資料」と「深沢運動場関係資料」（世田谷区深沢三丁目一番〜二五番）の二点である。両書類は本学が収蔵している書類を補足するに十分な内容を持ち重要である。平成二十二年四月に同館で行った調査で確認し、その写しを入手した。両書類の上には文部省の稟議書類が添付されていて、同省内においてどの様に稟議されたかが詳らかである。

前者を本稿で取上げたのは、大学令大学の「昇格認可状」の様な書類が文部省から本学に送られて来たのかどうか定かではなく、唯一「官報」で確認する以外に資料はこれまで見当たらなかった。長い歲月の流れの中で「紛失

してしまったのでは」と疑ったりもしたが、他大学でも同じ様な話であった事から、申請の有った大学には、文部省は「官報」報道のみで済ませたのではと結論付ける事にした。そして今回の調査では文部省の稟議書類に加え、本学が提出した申請書類の内容が詳しく判明した。中でも國學院大學が国庫に納めた供託金五十万円の分割払込状況は従来に無い記述である。この他、開講予定科目・単位、財政状況などが記載されているが、授業担当教員名は同館の判断により非公開であった。それでも本学が目指した大学令大学の一端が垣間見られる内容である。

後者の書類には本学には残っていない昭和十八年三月現在の深沢運動場の青焼き新設計画図面（縮尺六百分の一）が綴じられていた。文部省及び国立公文書館を通じて第三者の目に触れたのは恐らく筆者が最初のものであり、青焼きの色の褪せは見られず、六十七年前の風合いを今に残し、運動場の雰

囲気を今に伝えている。この図面上の運動場の周囲輪郭線と現在の町並みの外周とを地図上で合せてみると、その全ての線が一致している。この一帯が戦後、この青焼き図面に添う形で開発された事を窺わせる。地元にとつても町の形成過程を知る一級の価値を有する資料の出現と言えよう。これに皇典講究所の「基本財産処分認可申請」や同所理事の「決議書」(写)、同所協議員の「承諾決議書」類が綴られている。

そこでまず各資料を紹介し、その後に解説を付す事にする。

一、大学令大学昇格認可に関わる書類

先ず国立公文書館の大学令大学関係書類を掲げる。

〔文部省関係書類〕

中央大学外五大学ヲ大学令ニ依リ設立スルノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

大正九年四月十日

内閣総理大臣 原 敬 (花押)

〔文部省起案〕

文項二〇 同二一ヨリ 同二五マテ合ス

大正九年四月八日 内閣書記官 ⑩ ⑩

内閣総理大臣 内閣書記官長 ⑩

四月拾日裁可

文部大臣上奏

一 中央大学ヲ大学令ニ依リ設立スルノ件

一 日本大学 同上

一 法政大学 同上

一 明治大学 同上

一 國學院大学 同上

一 同志社大学 同上

右孰レモ相当ノ儀ト被認ニ付上裁ヲ経テ左ノ通指令相成然ルヘシ
指令案

中央大学ヲ大学令ニ依リ設立スルノ件

上奏ノ通裁可ヲ経タリ 大正九年四月十二日指令

日本大学 以下前同文 同上

法政大学 以下前同文 同上

明治大学 以下前同文 同上

國學院大学 以下前同文 同上

同志社大学 以下前同文 同上

〔文部省起案〕 文部省 東專九号

(注・國學院大学の部分のみ記述)

別紙國學院大學ヲ大学令ニ依リ設立スルノ件上奏書進達ス

大正九年四月八日

文部大臣 中 橋 徳五郎 「文部大臣之印」

内閣総理大臣 原 敬 殿

財団法人皇典講究所ニ於テ大学令ニ依リ國學院大學ヲ設立スルノ件申請有之審査スル処規模設備大学トシテ適當ナリト認ム 依テ之ヲ認可セン

トス

茲ニ謹テ

宸裁ヲ仰ク

大正九年四月八日

文部大臣 中 橋 徳五郎 「文部大臣之印」

参照

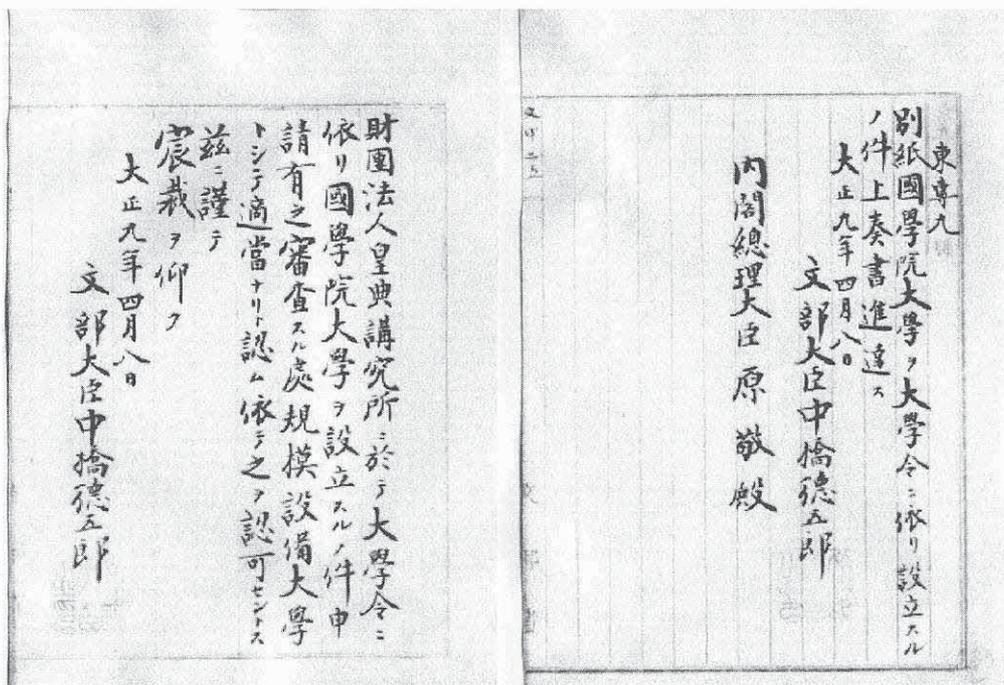
大学令

第八条 公立及私立ノ大学ノ設立廃止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

学部ノ設置廃止亦同シ

前項ノ認可ハ文部大臣ニ於テ勅裁ヲ請フヘシ

参考書 其一



国立公文書館蔵

國學院大學

一、大學名称 國學院大學

二、学部ノ種類及学科 文学部 道義学科 国史学科 国文学科

三、研究科及大學予科 研究科及大學予科ヲ設置ス

四、入学資格、修学年限、学士称号及授業料

学部入学資格

本大學予科ヲ修了シタル者、高等学校高等科ヲ卒リタルモノ又ハ之下同
等以上ノ学力アリト認メラレタル者

予科入学資格

中学校卒業者又ハ同等以上ノ学力アリト認メラレタル者

修学年限

学 部 三箇年以上六箇年

予 科 二箇年

学士称号 文学士

授業料 学 部 七十円

予 科 五十円

五、位置及校地

位置 東京市麹町区飯田町五丁目八番地

校地面積 千二百九十六坪余

六、校舍及設備

教室及講堂坪数(延坪)

学 部 二二六

予 科 四〇

計 二七六

教室及講堂数

学 部 一一

予 科 二

計 一三

圖書部数

洋書 五二三

其他 九九二八

計 一〇四四一

学部及予科在学者定数

学部 一一〇

予科 八〇

計 一九〇

開設当時専任教員(注II未公開)

予科(注II未公開)

九、開設期日

大正九年四月

十、経費及維持方法

維持ノ方法

本大学ハ財団法人皇典講究所ノ設立ニカ、リ授業料、基本金利、寄付

金其他ノ収入ヲ以テ維持ス

増築及設備ニ関スル計画

図書館建築費二万四千円、図書購入費一万一千円、計三万五千円ハ現

在財団法人皇典講究所所有現金内二千円及大正九、十、兩年度本大学

経費剰余金三万四千四百二十八円計三万六千四百二十八円計

三万六千四百二十八円ヲ以テ之ニ充ツ

基本財産供託ノ方法

供託金五十万円ハ六箇年ニ分割供託シ初年度(大正九年)乃至第五年

度ハ各八万四千円、第六年度ハ八万円トス

第一年(大正九年) 八四、〇〇〇円

現在所有ノ現金及有価証券 一八七、〇〇〇

増築及設備費ニ充当ノ分 二、〇〇〇

差引 一八五、〇〇〇

第二年(大正十年) 八四、〇〇〇円

前年供託金充当ノ残額 一〇一、〇〇〇

宮内省御下賜金大正九年分 一〇、〇〇〇

大正九年末収納寄付金 七二、五一三

計 一八三、五一三

第三年(大正十一年) 八四、〇〇〇円

前年供託金充当ノ残額 九九、五一三

宮内省御下賜金大正十年分 一〇、〇〇〇

大正十年末収納寄付金 六一、二七二

計 一七〇、七八五

第四年(大正十二年) 八四、〇〇〇円

前年供託金充当ノ残額 八六、七八五

宮内省御下賜金大正十一年分 一〇、〇〇〇

大正十一年末収納寄付金 四九、五〇八

計 一四六、二九三

第五年(大正十三年) 八四、〇〇〇円

前年供託金充当ノ残額 六二、二九三

宮内省御下賜金大正十二年分 一〇、〇〇〇

大正十二年末収納寄付金 四一、六四七

計 一一三、九四〇

第六年(大正十四年) 八〇、〇〇〇円

前年供託金充当ノ残額 二九、九四〇

宮内省御下賜金大正十三年分 一〇、〇〇〇

大正十三年末収納寄付金 四一、一九六

計 八一、一三六

大正九年度予算

収入

授業料 二、〇〇〇 四〇人 一人五〇円

基本金利子 一〇、四四二

寄付金 一三、五〇〇

其他 三〇〇

計 二六、二四二

支出

教員給 三、七〇〇

其他 七、四二〇

計 一〇、三五〇 (注 一、一九〇)

差引

残額 一五、八九二

完成年度(大正十四年)予算

収入

授業料 一二、四〇〇

基本金利子 二五、〇〇〇

寄付金 一三、五〇〇

其他 三〇〇

計 五二、二〇〇

其他 三〇〇

支出

教員給 三六、八八〇

同兼任計 三、五七〇円

其他 一三、六二〇

計 五〇、五〇〇

参考書(其二)

國學院大學

一、学科 道義学科、国史学科、国文学科

二、本大学ノ授業ヲ分チテ講義及ヒ演習トシ一学年毎週二時間ヲ以テ授

業一単位トス

三、学生ハ講義及ヒ演習ヲ合セテ毎学年十単位以上ヲ学習スヘシ

四、本大学ニ開設スル講義及ヒ演習左ノ如シ

○甲種(毎学年開設スルモノ)数字ハ単位数ヲ示ス

帝国憲法及皇室典範 一

国民道德 三

神道 三

礼典 一

倫理学 一

教育学 一

社会学 一

東洋倫理学史 一

西洋倫理学史 一

西洋哲学史 二

宗教学 一

日本宗教史 一

国史 四

法制史 二

東洋史 二

予科専任 四人 一人二、〇〇〇円
同兼任計 二、三〇〇円

西洋史	二
史学研究法	一
古文書学	一
文学概論	一
国文学史	二
国語学	二
言語学	一
道義ニ関スル演習	四
国史ニ関スル演習	四
国文学ニ関スル演習	六
漢文学ニ関スル演習	四
西洋文学ニ関スル演習	四
○乙種（二学年間三回開設スルモノ）	
国家学	一
行政法	一
民法	一
経済学	一
倫理及認識論	一
国学史	一
日本美術史	一
日本音楽史	一
歴史地理	一
有職故実	一
漢文学史	一
漢文法	一
仏教概論	一
○丙種（三学年間三回開設スルモノ）	

憲法論	一
考古学	一
人類学	一
比較神話学	一
比較言語学	一
日本風俗史	一
美術史	一
音楽通論	一
図書館学	一
新聞学	一
以上ノ外課外講義ヲ開設スル事アルヘシ	
学生ハ三学年間ニ左記ノ必修科目ヲ学習スル事ヲ要シ其他ハ本大学開設	
ノ授業科目中ニツイテ随意選択シテ学修スルモノトス	
道義学科（十六単位）	
帝国憲法及皇室典範	一
国民道德	二
国史	一
倫理学	一
東洋倫理学史	一
西洋倫理学史	一
社会学	一
神道	二
宗教学	一
日本宗教史	一
道義ニ関スル演習	四
国史学科（十六単位）	一
帝国憲法及皇室典範	一

国民道德	一
国史	四
日本法制史	一
東洋史	二
西洋史	二
史学研究法	一
国史ニ関スル演習	四
国文学科(十六単位)	
帝国憲法及皇室典範	一
国民道德	一
文学概論	一
国文学史	二
国語学	一
言語学	一
国史	一
国文学ニ関スル演習	五
漢文学ニ関スル講義又ハ演習	三

前条ノ必修科目ヲ合セテ授業単位三十以上ヲ修了シ尚卒業論文試験ニ合格シタル者ヲ以テ卒業生トス

以上がその全文である。資料の冒頭に見られる「中央大学外五大学ヲ大学令ニ依リ設立スルノ件」と有るのは、中央・日本・法政・明治・國學院・同志社の六大学が同時に申請した事に伴う文部省側の一括処理によるもので、受付順に記述されている。

二、本学に見る大学令大学昇格運動

新学制勅令第三八八号「大学令」が公布されたのは大正七年(一九一八)十二月六日、原敬内閣の下に公布され、翌大正八年四月一日付で施行された。即ち、高等教育機関の拡張充実は歴代内閣の最も力を竭した所であつて、当時高等教育機関の不足に因る入学難の聲が漸く高くなり、多数の青年子弟がこれが為に心身共に疲労困憊して、中には生命を殞す者もあり、或は自暴自棄してその前途を謬る者もあり、教育上の一大憂患としてその救済策は各方面に於いて論議される所であつた。寺内正毅内閣(大正五年十月九日〜七年九月二十一日)成立後、政府は学制の根本的改革を企て、官僚・政治家の平田東助、文部官僚の久保田讓を正副総裁にして学識経験者を委員とする「臨時教育會議」を設けて鋭意これが進め、高等教育制度に一大改革を加えた。⁽¹⁾即ち、

- 一、高等学校は官公私立とし中学四年より入学せしむるの外、中学校高等学校を併立する七年制の中学校を認む
- 一、大学は官公私立とし総合大学の外に単科大学を認む
- 一、学位令を改正し各大学に於て之れを授くるも可とす、但し文部大臣の認可を要す

と為したのである。

「大学令」の主要な部分は、

- 第一条 大学ハ国家ニ須要ナル學術ノ理論及応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス

- 第二条 大学ニハ数個ノ学部ヲ置クヲ常例トス 但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ単ニ一個ノ学部ヲ置クモノヲ以テ一大学ト為スコトヲ得 学部ハ法学・医学・工学・文学・理学・農学・経済学及商学ノ各部トス 特別ノ必要アル場合ニ於テ實質及規

模一学部ヲ構成スルニ適スルトキハ前項ノ学部ヲ分含シテ学部ヲ設クルコトヲ得

第三条 学部ニハ研究科ヲ置クヘシ 数個ノ学部ヲ置キタル大学ニ於テハ研究科間ノ連絡強調ヲ期スル為之ヲ総合シテ大学院ヲ設クルコトヲ得

第六条 私立大学ハ財団法人タルコトヲ要ス 但シ特別ノ必要ニ因リ学校経営ノミヲ目的トスル財団法人カ其ノ事業トシテ之ヲ設立スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第七条 前条ノ財団法人ハ大学ニ必要ナル設備又ハ之ニ要スル資金及少クトモ大学ヲ維持スルニ足ルヘキ収入ヲ生スル基本財産ヲ有スルコトヲ要ス(以下略)

第一条は大学の目的を明らかにし、第六条では大学令による私立大学の設立を認め、第七条では私立大学を経営する財団の財政的基礎の鞏固な事を要諦した。

この法令の公布により、私立学校の多くは本法律による大学への昇格に向けてその準備に着手した。國學院大學では、二代総裁恒久王の左の「令旨」を体して、土方久元・皇典講究所所長をはじめ本所本大学関係者が、その旨を奉じて正に拡張計画の実行に取組んでいる最中の法令の公布であつたのである。

國家ノ隆昌ハ道義精神ノ發揮ニアリ、方今人文日ニ盛ンナリト雖モ、専ラ物質ニ偏シ、人心ノ變遷洵ニ驚クヘキモノアリ、顧ルニ皇典講究所・國學院ノ設立茲二年アリ、斯道ニ貢獻スル所亦尠シトセス、而モ之ヲ時勢ニ鑑ルニ、其施設未タ全カラサルモノアルカ如シ、恒久深ク之レヲ慨ス、惟フニ世界戦乱ノ余、民心ニ影響スル所、更ニ又甚シキモノアラムトス、此時ニ当リテ本所及本大学ハ、宜シク創設ノ趣旨ニ則リ、奮テ国体ノ本義ヲ明カニシ、道義ノ精神ヲ徹底セシメ、益教育ノ規模ヲ拡張シ、以テ國家ノ柱

石タルヘキ有為ノ材幹ヲ養成シ、斯道ノ為ニ大成ヲ期セサルヘカラス、本所本大学ノ職員及協賛ノ諸員、此際一層力ヲ茲ニ致サムコトヲ望ム、

大正七年五月二十七日

皇典講究所総裁 大勲位 恒久王

恒久王総裁は、本所本大学の使命の重大なる事を仰せられ、本所本大学の規模を拡張し、道義立国の基礎を固くし、國家の柱石たるべき有為な人材の育成を明示されたのである。

同年十二月には鍋島直大副総裁、小松原英太郎所長、芳賀矢一学長の連名で「皇典講究所國學院大學拡張趣意書」と拡張計画を発表した。

募集基金ニ総額百八十万円

拡張計画ニ第一期分 割当金額百三十万六千八百六十七円

内訳 基本金ニ百二十四万九千八百六十七円

建築及び設備費ニ五万七千円

事業ニ「大学の設置」(予科、学部、研究科)の部

①道義科の設置

②研究科の改良拡張

③専任教員増置

④図書蒐集・文庫建設

⑤他に「典故文献の講究」講演」

第二期分 割当金額四十四万七千二百六十七円

基本金ニ四十万四千二百六十七円

建築及び設備費ニ四万三千元

事業ニ国法科の設置

この他予備費として四万五千八百六十六円を計上した。

大正八年に入り、新たに商議員の補充などを行い、七月十一日には「学則」を変更して大学部に道義科を置き、国史・国文と合せて三学科と為し、予科の修業年限を半年延長して一年半とした。

こうしたさ中の大学令の公布であった。教職員や学生生徒、卒業生の間から大学昇格を切望する声俄かに起こり、在京院友会（卒業生の会）は大正八年六月九日午後五時から母校に集まり、緊急総会を開催した。出席者は左の五十二名であった。

福島重雄（二六期師範部国語漢文科）、堀江秀雄（五期）、羽生永明（一期）、宮地英夫（二六期大学部国文科）、井上信鉄（九期）、本居清造（四期）、広野三郎（二六期大学部国文科）、波多野鎌次郎（三期）、米野一馬（二期）、上原準一（二六期）、水田恭太郎（七期）、千葉三千代（一〇期）、中島正国（二四期師範部国語漢文科）、宮川宗徳（一八期大学部地史科）、佐藤権次郎（六期）、岡部健介（二五期大学部国文科新制）、龍山源彌（一六期師範部国語漢文科）、今村勝一（六期）、船戸豊一（二四期師範部国語漢文科）、外島瀧（一七期師範部国語漢文科）、折口信夫（一八期大学部国文科）、宮崎篤三郎（二五期大学部国文科）、鎌田正憲（一八期大学部国文科）、橋口毅（一九期師範部国語漢文科）、矢口貢（二四期師範部国語漢文科）、室松岩雄（四期）、八代國治（五期）、山本信哉（三期）、照本亶（一期）、大野政虎（一四期師範部国語漢文歴史科）、植木直一郎（六期）、三矢重松（一期）、山根緝一郎（二三期師範部国語漢文科）、柳瀬福市（二二期大学部国文科）、岩崎春彦（一期）、笠原節二（一六期師範部国語漢文科）、宮西惟助（二期）、清水平一郎（二期）、桑原芳樹（水穂会）、小原準三（二三期師範部国語漢文科）、早川純三郎（五期）、三崎幹一郎（二〇期師範部国語漢文科）、小森甚作（九期）、河野省三（一三期）、森下松衛（七期）、古川文衛門（一六期師範部国語漢文科）、日高利平（一七期師範部国語漢文科）、武井茂（四期）、永松山太（一五期師範部国語漢文科）、斎藤惇（二期）、伊川讓（一三期）、大塚承一（二六期師範部国語漢文科）

当日の議題は、

【決議案】 母校事業拡張の挙を賛助し応分の醸金を為し之れを基本金として母校に提供し拡張事業の成功を期せしむ。

と言うもので、二三の院友から質問があり、幹事はこれに答え、なお桑原芳樹皇典研究所専務理事から事業拡張に関する計画と経過とについての説明があり、これに対してなお質問や意見の交換が行われ、結局、先決問題として「母校を新大学令に依れる大学と為すことを母校当局に建議する事」の議が起り、採決の結果、賛成多数により建議委員五名を挙げ、立案と実行を委任する事となり、右の決議案は議決するに至らずして散会した。

建議委員は座長の指名により斎藤惇、小林秀雄（四期）、武井茂、澤田章（五期）、宮川宗徳の五氏とし、院友に対して尽力斡旋を依頼する事にした。

追って六月十七日、建議委員会を母校に開き、澤田章、宮川宗徳両委員において起草した原案について審議し、斎藤惇委員が当局に提出する添書文案を作成し、六月二十三日、斎藤惇委員から建議書と共に、桑原芳樹専務理事の手を経て、小松原英太郎所長、芳賀矢一学長に提出された。

【決議書】 専門学校令に拠れる母校の現制度を改めて大学令に拠れる大学を設置するは、目下の急務なりと信ずるを以て、皇典研究所は速に之が実現を期せられんことを望む

右在京院友一同の決議を以て之を決議す。

その理由

一、新に大学令を發布せられたる現下の情勢に鑑み、母校を名実共に備はれる大学となし、以て国体主義に基く最高私学の權威を確保し、母校設立の趣旨を益々發揮するは当然の措置なり、

二、母校設立の趣旨を益々發揮して堅実なる国家的精神を大に振興せんには、有為の材幹を養成し、将来国家社会の先覚者を以て任じ或は思想學術の指導者たらしむる覚悟なかるべからず、而して其の実効を挙げんことを期するには、国家最高の教育機関たる大学の制度を措きて他に之を求むる途なし、

三、我国現時の社会に於て単に実力主義を以て立つことの困難なるは言ふまでもなく、国家の定むる或は特点が大学卒業生に対してのみ認めらる

る一事によりて明なり、形式主義・階級主義の打破は前途尚ほ遠し、故に実力養成と同時に又形式を具備し、以て社会的地位を得るに努むるは最も必要なり、

四、母校を現制度の儘に施設し如何に内容の改善充実を図るとも名実之に伴はざらむか優秀なる学生を收容せんなどは殆ど望むべからざるのみならず、又吾等院友の蒙る影響も少からざるべしと思惟す、随つて母校の主義目的を貫徹すること能はざるに至らむことを怒る、是れ我が教育界一般の情勢を達観して深く考慮せざるべからず、

五、母校今回の事業拡張計画は頗る大規模なり、之に要する予定金額百八十万円は優に大学設置を完成するに足るが如し、殊にこの莫大の金額を悉く有志の寄付に仰がんとするに方りては、単に拡張を標榜すると大学設置を標榜するとは自から其の意義の異なるものあるべく、随つて其の奏功に難易の差あることを予測せざるべからず——

右の建議は院友の母校の發展を願う母校愛に出ずるもので、表面に現われた最初の昇格運動であり、本学関係者の熱望を代表するものであった。⁽³⁾

本所理事会は六月三十日の理事会で、院友会の建議案を付議した事を受けて、院友会建議委員一同は、母校に出向き、更に建議の趣旨説明を申し出たが、その余裕が無い、代わりに芳賀矢一学長が控室に向いて説明するとうことになり、「理事会は、院友諸君の意見を十分に諒解せるのみならず、悉く同意なり、唯文部当局の意向も分明ならず、基本金も未だ造成せられざる上に、今直ちに、曩に拡張委員会に於て決議したるものを理事会に於て、翻して諸君の意見を採用して、学科大学設置の事を決議する事は出来ず、因つて理事会は一人の異議なく、機会を見て其の実現を図るべければ、其れにて十分に尽力せられたる」との大意説明を受けた。⁽⁴⁾委員一同は「是非、院友の意見の貫徹するやうに実行を期せられたき旨、希望条件として提出し、之れを理事会に報告せられたき」旨を申し出て、芳賀学長もこれを諒承した。

本所理事会は院友会の決議書を受理したものの、単科大学設立の必須条件

である

(1) 文部省への供託金五十万円

(2) 専任教員の増員

(3) 図書の充実

(4) 施設設備の整備

と言つた諸問題を解決する為の方策を立てなければならず、前途多難であつた。小松原英太郎所長は、軽々に単科大学を設立すべきでなく、寧ろ完備した専門学校にすべきであると主張された。それは多額の供託金募集見込みを憂慮されての事であつたと言われる。

本所理事会は、拡張計画を遂行する以上、大学昇格が最善であるとして、九月十一日の理事会では、拡張の具体策や基本金募集の方策と、大学令大学に関する調査について協議し、次の方策を決議した。

(1) 常務理事二名を置くこと、理事中より二名当番理事を置き、毎週二回出勤するものとす、基金募集・予算及理事会決議の執行、理事会に提出する議案等総へて重要な事務に就ては専務理事及当番の協議を経ること、当番理事に今泉・宮西理事を推すことに可決

(2) 基金募集の件、鍋島・三井・岩崎家、一般寄付募集関係

(3) 秋季地方講演会準備・中央講演会毎月一回開会の外臨時講演会開催の件

(以下略)

(4) 文部省へ申請中の国庫補助の件 (以下略)

(5) 院友会の決議に関する件、第四項調査の上回答すること

(6) 典故文献調査の件 (以下略)

(7) 思想問題の調査等

これにより宮西惟助・今泉定助理事を当番理事とし、桑原芳樹専務理事に協力して拡張事務を推進することとした。

理事会は十月七日、「國學院大學を新大学令に拠る大学となすに付、予科二年となし来年度より実施せんとする件、右につき大学の組織及講座に関する

る案を作成し商議員に諮詢すること、尚院友会に対しては将来、大学令に拠る大学となす見込みなる旨回答すること」などを決め、同二十一日の理事会では、大学令による大学にするための準備として、講座及び学科課程の調査を行うため、本学学則改正調査委員を嘱託することや典故文献の調査などに着手することを決め、講座と学科課程の調査のため学則改正調査委員に上田萬年・紀平正美・河野省三・清水平一郎・芳賀矢一・服部宇之吉・早川純三郎・三矢重松・宮川宗徳・八代國治ら諸氏を、典故文献調査委員に植木直一郎・小林秀雄の両氏を、それぞれ院友を含めて委嘱し、漸次計画を進めることにした。

桑原芳樹専務理事は同二十七日、院友会建議委員に対し本所理事会が院友会決議の趣意の通りに拡張計画を改めることにした旨を伝えた。建議委員会は十一月一日、母校に委員会を開き、建議案を貫徹させるために今後執るべき方針などを議し、建議委員の意見として「院友は一人金百円を義務として五ヶ年以内に醸出し、尚その以上の寄付の任意たるべきこと」を秋季大会に提出することを決議した。

次いで十一月二十九日、秋季大会を開き左の議案を議した。

◎母校後援の件

(イ) 院友は國學院大學を単科大学と為すにつきて要する基本金中に一人金百円以上を大正九年一月一日より向五ヶ年間に醸出する事、但し一ヶ年金二十円以上を醸出する事、一時に金額を出金すること固より妨なし。

(ロ) 右委員として各期二名宛委託する事、人選は座長の指名とす。

(ハ) 総務委員五名を置く。総務委員は前項の委員を選挙する。提出者 岩崎春彦、植木直一郎、神崎一作(三期)、河野省三、加藤光治(二〇期師国漢)、小林秀雄、澤田章、清水平一郎、武井茂、高柳光壽(二二期大史)、長友千代太郎(一三期)、二宮正彰(二四期師国漢)、日高利平、堀江秀雄、三矢重松、宮西惟助(一期)、宮川宗徳、山本信哉、

折口信夫、伊川讓(一三期)、大塚承一、斎藤惇。

来賓として出席した桑原芳樹専務理事は、母校を新大学令による単科大学と為すに至った経過並びに寄付金募集の経過と成績などについて説明と報告を為し、芳賀矢一学長も補足説明を行い、これらについて院友の後援を要請した。宮西惟助と山本信哉は議案の説明を行い、満場一致で議決した。更に寄付金募集委員として左の五十四名を座長(宮西)指名した。

第一期 石渡幸之輔・三矢重松、第二期 斎藤惇・田邊勝哉、第三期 神崎一作・山本信哉、第四期 小林秀雄・武井茂、第五期 堀江秀雄・八代國治、第六期 植木直一郎・高橋龍雄、第七期 新井無二郎・森下松衛、第八期 樋口悌二郎・山根藤七、第九期 井上信鉄・須長真彦、第十期 長瀬吉次・一松又治、第十一期 高野暢・川村廉二郎、第十二期 菊谷栄太郎・志賀正光、第十三期 伊川讓・長谷川雄次郎、第十四期 大野政虎(師国歴)・山内無名(同)、第十五期 永松山太(師国漢)・中西亨(師歴地)、第十六期 笠原節二(師国漢)・有田國介(同)、第十七期 外島瀾・羽倉信一(専国史)、第十八期 宮川宗徳・石井晴信(師国漢)、第十九期 橋口毅(大国史)、第二十期 千葉一慶(師国漢)・加藤光治(同)、第二十一期 武田祐吉(大国文)・武若侃一(師国漢)、第二十二期 林五助(大国史)・北島邦孝(師国漢)、第二十三期 高橋隆三(大国史)・山根緝一郎、第二十四期 安藤英方(大国文)・石井潔(師国漢)、第二十五期 宮崎篤三郎(大国文新制)・吉本弘(師国漢)、第二十六期 黒井大圓(大国史新制)・西片但三(師国漢)、第二十七期 弘田元(大国文新制)・佐藤鉄蔵(師国漢)。

規則改正案の議事では座長指名により石川岩吉(三期)・小林秀雄・高柳光壽・三矢重松・宮川宗徳の五名に付託することにした。

最初の寄付金募集委員会を十二月三日、母校で開き、先ず総務委員五名に三矢重松・山本信哉・神崎一作・武井茂・森下松衛を選任し、次いで森下松衛委員から、寄付金募集に要する費用についての問題提議があり、審議の結

果、山本信哉委員が示した「寄付金募集に要する費用は院友会の特別会計となし、一時金借入れの上、随時支出し、寄贈金を収納した後、寄贈金中よりこれを支弁す」と言う案に決定した。

右終つて総務委員会を開き、①寄付金勧誘状文案を三矢委員に託する事、②寄付金勧誘状には総務委員並に各期委員連署する事、③寄付金申込心得書は一両日中にこれを定め、印刷の上、配付する事、④申込期日は大正八年十二月三十一日までとする、⑤右期日までに到着せざる時は各期委員に於いて催促を發する事、⑥三矢委員の手に成れる勧誘状の外に、各期委員自筆の書状を發する事、などを議決し、各期委員に報告した。

当日の出席者は、三矢重松・齋藤惇・田邊勝哉・山本信哉・小林秀雄・武井茂・堀江秀雄・八代國治・植木直一郎・高橋龍雄・森下松衛・山根藤七・井上信鉄・須長真彦・志賀正光・伊川讓・大野正虎・永松山太・笠原節二・有田國介・外島瀧・羽倉信一・石井晴信・橋口毅・加藤光治・武田祐吉・林五助・北島邦彦・山根緝一郎・安藤英方・石井潔・宮崎篤三郎・弘田元、他に桑原芳樹専務理事、宮西惟助理事、清水平一郎・河野省三（一三期）主事らであつた。

この間、大学は桑原芳樹専務理事を中心に供託金五十万円の集纏に奔走、各界への募金行脚を続け、皇室の御下賜金の中、向こう五ヶ年分五万円を一時に賜り、文部省の国庫補助金向こう十ヶ年分の十二万五千円の一括受領、三井・岩崎両男爵家から各五万円、住友男爵家と安田善次郎から各三万円、藤田・古河両男爵家から各二万円、大谷嘉兵衛・安部幸之助・和田豊治（本所理事）・具島太郎から各一万五千円、島津・毛利両公爵家、前田・鍋島家その他から各一万円宛、諸氏諸団体及び多くの篤志からの寄贈を受けた。

院友会も各期二名ずつ五十四名の委員による募金活動を活発に展開し、予定額十万円を遙かに超える大きな成果を挙げ、これらにより所定の供託金を用意することが出来たのである。

この様に大学令大学昇格運動は院友会の意向に添う形で、大正九年一月七

日の本所理事会で「単科大学出願ニ関スル件 出願スルコトヲ可決」したのであつた。

大正九年二月九日、芳賀矢一理事名で文部省に「皇典講究所寄付行為変更認可申請書」と「大学令大学認可申請書」を提出した。

財団法人皇典講究所 理事 文学博士 芳賀矢一
文部大臣 中橋徳五郎殿

本所寄付行為中別紙朱書ノ通り変更致度協議員ノ同意ヲ得候御認可相成度此段申請候也

ほどなくして文部省から「寄付行為」第二目的及事業のうち、

第三条 本所ハ国学ノ講究及普及ヲ図ルヲ以テ目的トシ主トシテ左ノ事業ヲ行フ、

一、本邦ノ典故文献ノ講究

一、國學院大學ノ設置

一、本所所定学階ノ授与

一、国学ニ関スル著作印行

とある第三・四号が大学令に抵触する虞があり、受理が困難であると伝えて来た。このため大学当局は三条全体を「本所ハ國學院大學ヲ設置シ学生ヲ養成シ本邦ノ典故文献ヲ講究スルヲ以テ目的トス」に改めて三月十二日に再提出した。その際、この点を改めた「寄付行為」も提出し、それは四月二十日に認可となり、肝心の大学令大学昇格は五日前の四月十五日付で認められた。文部省告示第二百六十九号

財団法人皇典講究所ニ於テ大学令ニ依リ國學院大學ヲ設立スルノ件大正九年四月十五日認可セリ

大正九年四月十六日 文部大臣 中橋徳五郎

院友会は「会報」（大正九年十月発行）に「吾等院友が熱誠を以て後援したる母校昇格運動の功空しからず本日大学令による大学設立を認可せらる」と報じた。兵庫県院友会は五月二十二日、母校昇格祝賀会を皇典講究分所にお

いて開き、母校の発展を祝した。出席者は一柳安次郎、酒井矩文、村田正夫、大和田貞策、岡直世、水室昭長、大坪富、吉井太郎、太田紀、井上直弘、那波止男、館野善壽、毛利昌の諸氏。本大学は名実共に大学令大学に昇格した。当事者のもとより教職員・学生生徒、特に卒業生である院友の喜びは大きく、しかしこれにより本大学は愈々学界、教育界に重きを為すと同時に、更に学問の府としての責任を負うことになったのである。

三、深沢運動場関係資料

次に国立公文書館収蔵の「深沢運動場関係資料」を掲げる。

東専七八号 裁決定 三月三十一日 文書課長 発送4月7日 起案者(池田)

昭和十九年三月二五日起案 【記録掛 20・9・23 受付】

【付箋 種別 つ三ノ三 登録追加70】

基本財産処分認可ノ件

件名 東京都經由 皇典講究所 基本財産処分認可 決了年月日 昭一九・四・七

指令案

皇典講究所

昭和十九年二月二十一日付抜第一二号申請

基本財産処分ノ件認可ス

十九年四月七日

文部大臣

(備考)

本件ハ國學院大學現運動場ヲ今般住宅営団ニ売却セムトスルモノナリ

(一) 処分理由

①住宅営団が最適ノ土地ト認め譲渡方申込アリタルコト

②学生、生徒ヲ運動場へ運ブコト困難トナリタルコト

(二) 処分物件 ③財政上赤字補填ヲ為ス資金ノ必要ヲ生ジタルコト
④退職教職員ノ手当支給ノ資金ヲ必要トシタルコト
國學院大學運動場敷地及付帯設備

(三) 所在地 東京都世田谷区深沢町二丁目六番地

(四) 坪数 一四、六四二坪(四八、四〇三・八二平方メートル)

(五) 売却先 住宅営団

(六) 売却価格 五四一、七五九円五五(坪三七)

(七) 売却代金処分 ① 一七、〇〇〇円 売却手数料

② 二〇〇、〇〇〇円 運動場代地購入資金トシテ保

留

③ 三二四、七五九円五五 赤字補填及退職教職員手当ニ

引当

手続 適法

抜第一二号 昭和十九年二月二十一日

文部大臣 子爵 岡部 長 景 殿 皇典講究所 侯爵 佐佐木行忠 (皇典講究所長印)

基本財産処分認可申請

今般本所所有学校用敷地(國學院大學運動場)左記ノ通り売却処分致度候ニ

付御認可相成度付属書類添付此段及申請候也
追而本件ハ差懸リタル事情モ有之候ニ付至急御認可願上候

記

記

一、処分理由 ①本運動場ハ昭和十二年購入

(イ) 本運動場ハ昭和十二年購入同年八月十四日付ヲ以テ校地トシテ御認可

相受候処今般住宅営団ヨリ国策ニ応ジ緊急建設スベキ住宅敷トシテ最適

ノ土地ト認め至急譲渡方申込アリタルコト

(ロ) 本運動場ニ至ル交通機関ハ近年乗客殺到シテ多数ノ学生生徒ノ運輸困

難トナリ当初ノ目的ニ使用スルコト困難トナレルヲ以テ之ヲ処分シ他ニ
適地ヲ購入スル方機宜ヲ得ルコト

(八) 本所ノ財政上ノ赤字補填ノタメ資金ヲ要スルコト

(三) 今次ノ教育ニ関スル戦時非常措置及学徒出陣ニ伴ヒ退職教職員ノ手当
及収入欠陥補填ノタメ資金ヲ要スルコト

一、処分物件 本所経営國學院大學運動場敷地及付帯設備

一、所在地 東京都世田ヶ谷区深沢町二丁目六番地

一、坪数 一万四千六百四十二坪一合五勺

一、売却先 住宅営団

一、価格 一金五十四万一千七百五十九円五十五銭(坪三十七円
ノ割)

一、売却代金処分 一金一万七千円也 売却手数料

一金二十万円也 運動場代地購入資金トシテ保留

一金三十二万四千七百五十九円五十五銭 前記処分地

田第三項第四項ニ引当

以上

一別紙付属書類 一、決裁書 写 二通

一、住宅営団トノ往復文書 写 二通

一、函面 一通

決議書(写)

一、深沢運動場敷地売却処分ノ件

本所所有深沢運動場ハ交通機関等ノ關係上現在殆ンド其目的ニ使用セ

ザルニ依リ他ニ適當ノ代地ヲ求ムルコト、シ本地ハ適當ノ買受人ヲ物

色シ左記条件ヲ以テ売却処分セントス

記

一、売却土地ノ坪数一万四千六百四十二坪一合五勺

一、売却価格ハ第一信託株式会社ノ評価額坪当金三十円ニ付同額以上

トスルコト

右決議ス

昭和十八年十一月二日

皇典講究所理事 佐佐木行忠 印

鳥野 幸次 印

河野 省三 印

穂積 重徳 印

秋岡 保治 印

藤卷 正之 印

決議書(写)

一、深沢運動場敷地売却処分ノ件

本所所有深沢運動場ハ交通機関等ノ關係上現在殆ンド其目的ニ使用セ
ザルニ依リ他ニ適當ノ代地ヲ求ムルコト、シ本地ハ適當ノ買受人ヲ物

色シ左記条件ヲ以テ売却処分セントス

記

一、売却土地ノ坪数一万四千六百四十二坪一合五勺

一、売却価格 第一信託株式会社ノ評価額坪当金三十円ニ付同額以上ト

スルコト

以上

右承認決議ス

昭和十八年十一月九日

皇典講究所評議員

秋岡保治 印 石川岩吉 印 今泉定助 印 植木直一郎 印 大和田貞策 印

河野省三 印 河合繁樹 印 小林太郎 印 小林林之助 印 斎藤英夫 印

佐伯有義 印 佐藤重三郎 印 鈴木松太郎 印 千家尊統 印 副島知一

高階研一 印 高原正作 印 高松四郎 印 高山昇 印 武田祐吉 印

田中俊清 印 富岡宣永 印 鳥野幸次 印 二宮正彰 印 額賀大直 印 長

谷外奈男[㊟] 古川左京[㊟] 堀江秀雄[㊟] 松尾捨治郎[㊟] 山田耕一郎[㊟]
山本信哉[㊟] 吉井良晃[㊟] 藤卷正之[㊟] 中島正国[㊟] 葦津正之[㊟]
東支總第二三七号 (写)

昭和十九年二月三日

東京都赤坂区青山南町一丁目五五番地ノ一
住宅営団 東京支所長 宮澤小五郎[㊟]

皇典講究所國學院大學

理事 藤卷正之殿

深沢町所在ノ御所有地讓渡方ノ件照会

予而申入候貴大學御所有ニ係ル世田ヶ谷区深沢町二丁目六番地ノ一外一筆
学校用地一万四千六百四十二坪一合五勺八国策ニ応ジ当初ニ於テ緊急建設
スベキ住宅敷地トシテ總ユル角度ヨリ視テ頗ル好条件ヲ具備致居條土地ニ
有之候ニ就テハ甚夕御迷惑トハ存候得共時局下国策ニ御協力ノ思召ヲ以テ
是非御割愛被下度此段得貴意候也

追テ売却価格ニ付テ價格統制令ノ規程ニ依リ都長官ノ認可ヲ要スル義ニ付
認可額ニ依リ御承諾相成度尚急旋事業ニ付乍勝手至急御回答相煩度申添候
承 諾 書 (写)

弊校所有ニ係ル後記所有物件ヲ貴営団疎開事業用トシテ金五十四万一千七
百五十九円五十五錢也ヲ以テ売却ノ儀正ニ承諾候也

追而売買契約ハ後日締結致可ク候又文部大臣ノ許可無キ場合ハ右無効トス

昭和十九年二月四日

売 主 皇 典 講 究 所 [㊟]

住宅営団東京支店長

宮 澤 小 五 郎 殿

売却物件ノ表示

東京都世田谷区深沢町二丁目六番ノ一外一筆

一、学校用地 一万四千六百四十二坪一合五勺

同所所在

一、木造平家建 一棟

建 坪 十七坪五合

其他付帯施設一切現場ノ俵

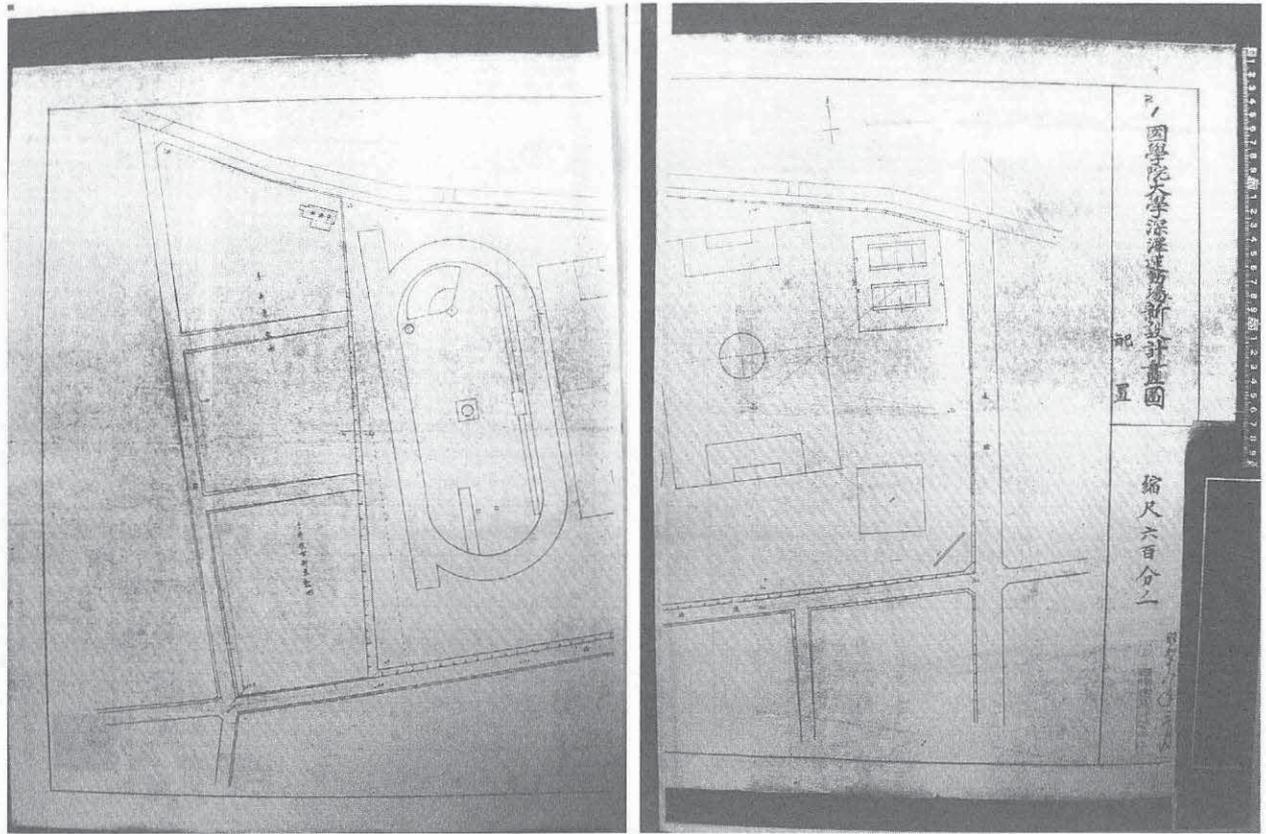
但鉄棒テニス用設備ヲ除ク

以上

四、運動場問題の経緯

國學院大學は大正十二年に麹町区飯田町(千代田区飯田橋)から現在地に
全学移転して以降、校地に関わる問題で度々発展を阻害された。当初、渋谷
校地は約二千七百坪であったが、大正十四年十二月二十五日に神殿建立用地
七百八十二坪九合七勺(百周年記念館南西側付近)を購入、次いで学生生徒
の増加等によって狭隘になり、また軍事教練の実施や体育錬成のために運動
場の確保が問題になり、昭和三年六月十五日、宮内省の承諾を得て農業大学
(東京農業大学)と共同使用していた御料地(渋谷町若木十一ノ二)
二千六百六十六坪九合五勺の払下げを帝室林野局に申請した。この一件が農
業大学農友会学生の反対紛争に遭い、十二月十八日にこれを断念した。

本学はその替地を求め、昭和六年三月三十一日に至り、東調布町鶴ノ木(大
田区鶴の木)の多摩川の旧堤防と新堤防の間に有る敷地一万三千坪を購入し、
ここに総合運動場を作る事になった。十一月一日には竣功祭を兼ねた記念運
動会が行われたが、昭和十二年三月に至り、東横電鉄(東急電鉄)を介して
三菱重工業(株)から同運動場の買収を希望して来た。時勢は前年に二・二六事
件が起り、六月には五相会議に於いて大陸・南方進出と軍備充実など国策
の基準が決定を見るなど、次第にきな臭い雰囲気の中に有り、同社からの申
し入れはそうした背景が有つての国策上の問題であっただけに、これを無碍
に断るわけにもゆかず、代替地を至急物色する事になり、漸く世田谷区深沢
町の一萬四千六百坪余の購入を五月四日の理事会で、三菱重工業(株)への売却



国学院大学深沢運動場新設計画図 国立公文書館蔵



線を引いた内側が深沢運動場（上が北）（Googleマップ）

と共に決議し、七月七日には同社との売買契約書を交し、十七万四千八百円で売却、その代金を以って深沢の地を深沢土地区画整理組合から十六万一千六十三円六五銭で購入した。深沢運動場は昭和十四年三月十三日には諸工事が終わり、その施設設備は優れていて、全日本陸上競技連盟に対して公認競技場として認可を出願したところ、地上の施設工事には問題が無かったが、競技用器具の一部機材不足を指摘された。これらの整備を講じたが、前年七月には盧溝橋事件（日中戦争開始）、八月には戦火が飛び火して第二次上海事変が起こり、折角整備した運動場も十分に活用される事がなくなった。

購入時、深沢土地区画整理組合と交した契約の第八条には「甲八買受ケタル土地ノ内東半部（約八千坪）ハ総合運動場ニ、西半分（約七千坪）ハ國學院大學付属学校建設敷地ニ充当スルモノニシテ、ナルベク早ク之レガ実現ニ努力スルコトヲ約ス」と有り、本学はこの地に運動場の建設と共に付属学校の設置を計画した。しかし昭和十三年四月には国家総動員法が公布になり、戦局が進むに連れて食糧増産が国策上の喫緊事になり、昭和十七年末には生活訓練部が中心となって農場への転換が計画され、報国団農場と為すなど、契約書の通りには行かなくなった。それでも生活訓練部は戦争が終わり、当初の計画通りに進む事を願って周囲に杉苗や花木などを植えて「万葉植物園」を設け、本学が創立百周年を迎える頃には鬱蒼とした森林を形成して学園を美化し、古典と生活との交流を図る遠大な構想であったが、戦局はそれを許さなかった。本学は昭和十八年十一月二日、「本所所有深沢運動場ハ交通機関等ノ関係上現在殆ンド其目的ニ使用セザルニ依リ他ニ適當ノ代地ヲ求め」事を決議した。条件は

- 一、売却土地ノ坪数一万四千六百四十二坪一合五勺
- 一、売却価格ハ第一信託株式会社ノ評価額坪当金三十円ニ付同額以上トスルコト

であった。武田祐吉教授は「深沢運動場処分案に就いては理事会の決議を尊重して賛成調印致しますが、同土地には従来事業の企画もあり、事情聴取の

必要を感じます。かくの如き案に対しては将来は協議員会御開催のほどを希望いたします」と、理事会の取った処置に不満を述べている。

翌昭和十九年七月、「学生、生徒ヲ運動場へ運ブコト困難トナリタルコト、財政上赤字補填ヲ為ス資金ノ必要ヲ生ジタルコト、退職教職員ノ手当支給ノ資金ヲ必要トシタルコト」などの理由を付して東京都住宅営団に売却する認可を文部省に申請した。その申請書類が冒頭の書類である。

そして一年後の昭和二十年八月、終戦を迎え、戦後の急激なインフレの下で保管していた売却代金は全くその価値を失い、替地の獲得は不可能になった。この影響は戦後の大学経営に与えた影響は頗る大きく、本学の発展に大きな障害となった。

おわりに

最初に取上げた「大学令大学昇格問題」では六大学になっているが、慶應義塾と早稲田の両大学は両大学に対し文部省は大正九年一月二十七日付で指令案を起草し、一月三十日付で認可を仰ぎ、二月二日付で認可となっている。即ち、曩の六大学を加えた八大学が、大正九年に私立関係で最初の大学令大学に認可されたのである。

「深沢運動場敷地売却処分」問題については、土地購入の際の契約内容は明らかにしているが、売却に至る推移については資料の欠落する部分があり、それを補う事が出来た。本学にとって深沢運動場を処分した後遺症は、戦後に始まる目白学園との合併契約不履行裁判、久我山学園との合併、八王子校地の入手そして売却、神奈川運動場開場へと推移して行くのである。その過程において全学移転問題も俎上に載った事もある。大学令大学に昇格し一層の発展を目指す一方で、校地問題はその都度、発展の足枷となって行ったと言っても過言ではないだろう。

注

- (1) 新聞資料研究会編纂『資料近代日本史』時事新報社刊（昭和八年十月二十五日発行）引用。
- (2) 大正八年十二月『國學院大學院友会会報』一〇頁参照。
- (3) 『國學院大學百年史』上巻五五頁～五五七頁引用。
- (4) 大正八年十二月『國學院大學院友会会報』一二頁～一三頁引用。
- (5) 農業大学農友会との運動場払下げ紛争については『國學院大學百年史』上巻六八八頁～六九三頁、「第六節 校地の拡張と運動場払下問題」に詳述。東京農業大学側の年史にはこの一件は触れられていない。本学はこの問題で担当の江木千之・上田万年・桑原芳樹・宮西惟助理事が辞表を提出、所長の預かりとなった経緯がある。
- (6) 三菱重工業(株)との売買契約書は『國學院大學八十五年史』史料篇「五四九頁～五五〇頁に所収、一八〇「鶴ノ木運動場売買契約書案」。
- (7) 駒沢町深沢土地区画整理組合から購入した際の「深沢運動場売買契約書案」は『國學院大學八十五年史』史料篇「五五〇頁～五五二頁に所収」。